

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スカイ・ラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市平野区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、高齢者・障害者の積極的な地域社会への参加を促進する事をテーマとし、障害者就労支援事業、高齢者・障害者の雇用開発と就業能力開発事業、地域発信型の文化・芸術事業を行うことにより、創造的で文化的な豊かなまちづくりと地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. まちづくりの推進を図る活動
3. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
4. 経済活動の活性化を図る活動
5. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
6. 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者の就労、社会参加に関する日常生活支援事業
- ② 高齢者の就労、社会参加に関する日常生活支援事業
- ③ 地域における起業支援及び雇用開発事業
- ④ 地域における文化、生活に関する情報発信支援事業
- ⑤ 年齢や障害の有無にとらわれない「共生社会」のモデル化推進事業
- ⑥ 表現的演劇活動の創作と推進をはかる事業
- ⑦ 芸術文化活動の促進支援事業
- ⑧ NPO コンサルティング事業
- ⑨ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業
- ⑩ 児童福祉法に基づく障がい児相談支援事業、障がい児通所支援事業

- ⑪ 介護保険法に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業
- ⑫ その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業
- ② 物品貸付事業
- ③ 製造事業
- ④ 請負事業
- ⑤ 出版事業
- ⑥ 飲食店事業
- ⑦ 代理店事業
- ⑧ 仲介事業
- ⑨ 興行事業
- ⑩ 技芸教授事業
- ⑪ 駐車場事業

2 その他の事業から生じた利益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助 会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉 会員 この法人に功労のあった者で、理事会において推薦された個人又は団体

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 名誉会員は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 会費を2年以上納入せず、理事会において納入の意思がないものと判断

したとき。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役 員

(役員の種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上12名以下
- (2) 監事 1名以上 3名以下
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
 - (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 1名以上2名以下
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会及び所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任 期)

第14条 役員の任期は、2年とする。

2 役員の再任は妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、その理事に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総 会

(種 別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構 成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算の承認

(5) 役員の選任・解任・職務及び報酬

(6) 理事会から付託された事項

(7) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招 集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を

- 明記すること。)
- (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の決定並びにその変更
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第33条 この法人の業務は、出席した理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産とその区分)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

2 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(資産の管理)

第35条 資産は、理事長が管理しその方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第37条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第39条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第40条 第38条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び変更)

第41条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告書及び決算)

第42条 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第43条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第46条 事務所には、法第28条に規定される書類の他、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承認を経なければならない。

(残余財産の処分)

第49条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

第9章 雑 則

(公 告)

第50条 この法人の公告は、官報により行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委 任)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会において別に定める。

附 則

1 (施行日)

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 (入会金・会費)

この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正 会 員

入会金	1000円	会費	年額	1000円
-----	-------	----	----	-------

(2) 賛 助 会 員

入会金	1000円	会費	年額	1000円
-----	-------	----	----	-------

3 (設立当初の役員)

この法人の設立当初の役員は、第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成17年6月30日までとする。

理事長	堀川清司
副理事長	宮崎祐一
理 事	東堀克己
理 事	高橋健二郎
監 事	中根和昭

4 (設立初年度の事業計画及び予算)

この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 (設立初年度の事業年度)

この法人の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日

から平成17年3月31日までとする。

特定非営利活動法人 スカイ・ラヴ

設立代表者 堀川清司



＜令和7年度事業計画＞

令和7年4月1日～令和8年3月31日

I 事業期間

II 事業の計画

1 特定非営利活動に係る事業

① 障害者総合支援法に基づく就労系多機能事業（移行＋就B＋自立訓練（生活訓練）＋定着）（定款第5条⑨）

【内容】 障害者総合支援法に基づき、知的障害および精神障害、身体障害のある方の就労訓練や就労支援を行い、利用者の就職活動に大きく貢献する。

【実施場所】 多機能事業所「スカイ・アンドロメダ」

【実施日時】 月曜日から金曜日の午前10時から午後4時

【事業の対象者】 大阪府内在住の知的・精神・身体障害を持つ方

【事業の収益費用】・収益	68,400,000 円	（内訳）	給付費	66,000,000 円
			内職工賃	2,400,000 円
・費用	66,640,000 円	（内訳）	人件費	55,000,000 円
			内職工賃支払	2,400,000 円
			水道光熱費	900,000 円
			食材費	1,300,000 円
			家賃	6,000,000 円
			備品・消耗品	440,000 円
			リース・保険	300,000 円
			工事・修理費	300,000 円

② 児童福祉法に基づく多機能事業「放課後デイサービス&児童発達支援」（定款第5条⑩）

【内容】 児童福祉法に基づき、障害のある児童に対し発達支援や学習支援を行う。

【実施場所】 児童デイサービス&児童発達支援事業「スカイ・ジェミニ」

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 大阪府内在住の知的・精神・身体障害者

【事業の収益費用】・収益	40,000,000 円	（内訳）	給付費	40,000,000 円
・費用	38,500,000 円	（内訳）	人件費	35,000,000 円
			水道光熱費	900,000 円
			家賃	2,400,000 円
			備品・消耗品	50,000 円
			リース・保険	100,000 円
			工事・修理費	50,000 円

③ 障害者総合支援法に基づく居宅介護・移動支援事業（定款第5条⑨）

【内容】 障害者総合支援法に基づき、障害のある方の在宅での生活を支援することに関与する。

【実施場所】 居宅介護事業所「スカイ・ベガサス」

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 大阪府内在住の知的・精神・身体障害を持つ方

【事業の収益費用】・収益	18,000,000 円	（内訳）	給付費	18,000,000 円
・費用	12,200,000 円	（内訳）	人件費	12,000,000 円
			事務費	200,000 円（通信・交通費等）

④ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業（定款第5条⑨）

【内容】 障害者総合支援法に基づき、障害のある方のサービス利用計画についての相談支援に関与する。

【実施場所】 特定相談支援事業所「スカイ・ペルセウス」

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 大阪府内在住の知的・精神・身体障害者

【事業の収益費用】・収益	5,000,000 円	（内訳）	給付費	5,000,000 円
・費用	4,700,000 円	（内訳）	人件費	4,500,000 円
			事務費	200,000 円（通信・交通費等）

⑤ 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業（定款第5条⑨）

【内容】 障害者総合支援法に基づき、障害のある方の地域生活への移行支援や定着支援に関与する。

【実施場所】 一般相談支援事業所「スカイ・ペルセウス」

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 大阪府内在住の知的・精神・身体障害者

【事業の収益費用】・収益	5,000,000 円	（内訳）	給付費	5,000,000 円
・費用	4,700,000 円	（内訳）	人件費	4,500,000 円
			事務費	200,000 円（通信・交通費等）

※ 上記以外の事業は本年度実施予定なし

＜令和8年度事業計画＞

令和8年4月1日～令和9年3月31日

I 事業期間

II 事業の計画

1 特定非営利活動に係る事業

① 障害者総合支援法に基づく就労系多機能事業（移行＋就B＋自立訓練（生活訓練）＋定着）（定款第5条⑨）

【内容】	障害者総合支援法に基づき、知的障害および精神障害、身体障害のある方の就労訓練や就労支援を行い、利用者の就職活動に大きく貢献する。		
【実施場所】	多機能事業所「スカイ・アンドロメダ」		
【実施日時】	月曜日から金曜日の午前10時から午後4時		
【事業の対象者】	大阪府内在住の知的・精神・身体障害を持つ方		
【事業の収益費用】・収益	68,400,000 円	（内訳）訓練給付費	66,000,000 円
		内職工賃	2,400,000 円
・費用	66,640,000 円	（内訳）人件費	55,000,000 円
		内職工賃支払	2,400,000 円
		水道光熱費	900,000 円
		食材費	1,300,000 円
		家賃	6,000,000 円
		備品・消耗品	440,000 円
		リース・保険	300,000 円
		工事・修理費	300,000 円

② 児童福祉法に基づく多機能事業「放課後デイサービス＆児童発達支援」（定款第5条⑩）

【内容】	児童福祉法に基づき、障害のある児童に対し発達支援や学習支援を行う。		
【実施場所】	児童デイサービス＆児童発達支援事業「スカイ・ジェミニ」		
【実施日時】	随時		
【事業の対象者】	大阪府内在住の知的・精神・身体障害者		
【事業の収益費用】・収益	40,000,000 円	（内訳）給付費	40,000,000 円
・費用	38,500,000 円	（内訳）人件費	35,000,000 円
		水道光熱費	900,000 円
		家賃	2,400,000 円
		備品・消耗品	50,000 円
		リース・保険	100,000 円
		工事・修理費	50,000 円

③ 障害者総合支援法に基づく居宅介護・移動支援事業（定款第5条⑨）

【内容】	障害者総合支援法に基づき、障害のある方の在宅での生活を支援することに貢献する。		
【実施場所】	居宅介護事業所「スカイ・ベガサス」		
【実施日時】	随時		
【事業の対象者】	大阪府内在住の知的・精神・身体障害を持つ方		
【事業の収益費用】・収益	18,000,000 円	（内訳）介護給付費	18,000,000 円
・費用	12,200,000 円	（内訳）人件費	12,000,000 円
		事務費	200,000 円（通信・交通費等）

④ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業（定款第5条⑨）

【内容】	障害者総合支援法に基づき、障害のある方のサービス利用計画についての相談支援に貢献する。		
【実施場所】	特定相談支援事業所「スカイ・ペルセウス」		
【実施日時】	随時		
【事業の対象者】	大阪府内在住の知的・精神・身体障害者		
【事業の収益費用】・収益	5,000,000 円	（内訳）給付費	5,000,000 円
・費用	4,700,000 円	（内訳）人件費	4,500,000 円
		事務費	200,000 円（通信・交通費等）

⑤ 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業（定款第5条⑨）

【内容】	障害者総合支援法に基づき、障害のある方の地域生活への移行支援や定着支援に貢献する。		
【実施場所】	一般相談支援事業所「スカイ・ペルセウス」		
【実施日時】	随時		
【事業の対象者】	大阪府内在住の知的・精神・身体障害者		
【事業の収益費用】・収益	5,000,000 円	（内訳）給付費	5,000,000 円
・費用	4,700,000 円	（内訳）人件費	4,500,000 円
		事務費	200,000 円（通信・交通費等）

※ 上記以外の事業は本年度実施予定なし

令和7年 活動予算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

特定非営利活動法人スカイ・ラヴ
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	10,000		
賛助会員受取会費	0	10,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
公的助成金	0	0	
4. 事業収益			
① 就労系多機能事業収益	68,400,000		
② 児童発達支援・放デイ事業収益	40,000,000		
③ 居宅介護・移動支援事業収益	18,000,000		
④ 特定相談支援事業収益	5,000,000		
⑤ 一般相談支援収益	5,000,000	136,400,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
札収益	0	0	
経常収益計			136,410,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	111,000,000	✓	
人件費計	111,000,000		
(2) その他の経費			
内職工賃支払	2,400,000	✓	
水道光熱費	1,800,000	✓	
食材費	1,300,000	✓	
家賃	8,400,000	✓	
備品・消耗品	490,000	✓	
リース・保険	400,000	✓	
工事・修理費	350,000	✓	
事務費	600,000	✓	
その他経費計	15,740,000		
事業費計		126,740,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
退職給付費	300,000		
福利厚生費	1,000,000		
人件費計	1,300,000		
(2) その他経費			
賃料	0		
水道光熱費	100,000		
通信費	100,000		
備品・消耗品	1,000,000		
車両駐車場代	350,000		
リース・保険	500,000		
振込手数料	30,000		
旅費交通費	150,000		
営業・事務経費	110,000		
寄付祭礼	10,000		
書籍等雑費	300,000		
予備費	210,000		
その他経費計	2,860,000		

管理費計 經常費用系 当期經常増減額		4,160,000	
			130,900,000
			5,510,000
Ⅲ 經常外収支			
1. 固定資産売却益		0	
經常外収益計			0
Ⅳ 經常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
經常外費用計			0
当期正味財産増減額			5,510,000
前期繰越正味財産額			9,652,308
次期繰越正味財産額			15,162,308

令和8年 活動予算書

令和8年4月1日～令和9年3月31日

特定非営利活動法人スカイ・ラヴ
(単位：円)

科目		金額	
I	経常収益		
1.	受取会費		
	正会員受取会費	10,000	
	賛助会員受取会費	0	10,000
2.	受取寄附金		
	受取寄附金	0	
	施設等受入評価益	0	0
3.	受取助成金等		
	受取民間助成金	0	
	公的助成金	0	0
4.	事業収益		
	① 就労系多機能事業収益	68,400,000	
	② 児童発達支援・放デイ事業収益	40,000,000	
	③ 居宅介護・移動支援事業収益	18,000,000	
	④ 特定相談支援事業収益	5,000,000	
	⑤ 一般相談支援収益	5,000,000	136,400,000
5.	その他収益		
	受取利息	0	
	札収益	0	0
	経常収益計		136,410,000
II	経常費用		
1.	事業費		
	(1) 人件費		
	給料手当	111,000,000	
	人件費計	111,000,000	
	(2) その他の経費		
	内職工賃支払	2,400,000	
	水道光熱費	1,800,000	
	食材費	1,300,000	
	家賃	8,400,000	
	備品・消耗品	490,000	
	リース・保険	400,000	
	工事・修理費	350,000	
	事務費	600,000	
	その他経費計	15,740,000	
	事業費計		126,740,000
2.	管理費		
	(1) 人件費		
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	退職給付費	300,000	
	福利厚生費 資格取得補助等	1,000,000	
	人件費計	1,300,000	
	(2) その他経費		
	賃料	0	
	水道光熱費	100,000	
	通信費	100,000	
	備品・消耗品	1,000,000	
	車両駐車場代	350,000	
	リース・保険	500,000	
	振込手数料	30,000	
	旅費交通費	150,000	
	営業・事務経費	110,000	
	寄付祭礼	10,000	
	書籍等雑費	300,000	
	予備費	210,000	
	その他経費計	2,860,000	

管理費計		4,160,000	
經常費用系			130,900,000
当期經常増減額			5,510,000
Ⅲ	經常外収支		
	1. 固定資産売却益	0	
	經常外収益計		0
Ⅳ	經常外費用		
	1. 過年度損益修正損	0	
	經常外費用計		0
	当期正味財産増減額		5,510,000
	前期繰越正味財産額		15,162,308
	次期繰越正味財産額		20,672,308